

令和6年3月29日
航空局安全部
航空機安全課

無人航空機の第二種型式認証を行いました
～センチュリー式 D-HOPE IーJ01 型の認証について～

本日、国土交通省は、株式会社センチュリーの無人航空機に対して、第二種型式認証を行いました。

令和4年12月5日の改正航空法の施行により、無人航空機の型式認証制度が開始されました。

改正航空法に基づき、登録検査機関である一般財団法人 日本海事協会による安全基準等への適合性の検査が行われ、国土交通省は、本日付で、株式会社センチュリー（本社：東京都）の無人航空機（センチュリー式 D-HOPE IーJ01 型）に対して、第二種型式認証を行いました。

（参考）・型式認証とは、無人航空機の機体の設計及び製造過程が安全性及び均一性に関する基準に適合することについて検査を行う制度のこと。

第一種型式認証：レベル4飛行（第三者上空の飛行経路下に立入管理措置を講ずることなく行う特定飛行（人口集中地区上空、夜間、目視外等での飛行））を目的とした型式に対して行うもの

第二種型式認証：立入管理措置を講じた上で行う特定飛行を目的とした型式に対して行うもの

（参考）・登録検査機関とは、無人航空機の機体の安全性を担保する機体認証及び型式認証に係る検査事務を実施することができるものとして国の登録を受けた機関のこと。

【問い合わせ先】

航空局 安全部 航空機安全課 江口、山下

TEL：03-5253-8111

機体概要

【機体概要】 D-HOPE I -J01

◆ 機体諸元

- 機体寸法 : 1430mm (全長) × 1430mm (全幅)
588mm (全高)
- 最大離陸重量 : 17.16kg
- 最大積載重量 : 5.0kg
- 最大飛行速度 : 18m/s (対地速度)
- 最大航続距離 : 12km (片道 6km)



株式会社センチュリー 提供

(株式会社センチュリーの確認を経た上で、国土交通省航空局で作成)